

「船員法の一部を改正する法律」関連政令の制定について（報告）

「船員法の一部を改正する法律」関連の政令として、今般、以下の2政令を制定・公布した。（2頁赤字部分の記述関連）

「船員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」

○内容：「船員法の一部を改正する法律」（第180回国会で成立。平成24年9月12日公布）の規定に基づき、船員の労働条件等に関する規定の施行期日を「平成25年3月1日」とする。

○公布：平成25年1月23日

「船員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」

○内容：「船員法の一部を改正する法律」（同上）の施行に伴い、以下のとおり、関係政令の整備を行う。

- (1) 船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令の一部改正（第1条関係）
船員法の規定による事務のうち国土交通大臣の指定する市町村長が行うものについて、船員手帳の再交付を明確にする等の改正を行う。
- (2) 船員法関係手数料令の一部改正（第2条関係）
手数料の額を定める対象となる事務について、船員手帳の再交付を明確にする等の改正を行う。
- (3) 所得税法施行令の一部改正（第3条関係）
引用する船員法の関係条文の見出しを改める等の改正を行う。
- (4) 船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令の一部改正（第4条関係）
船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業に係る特例として船員法の規定を適用する場合における技術的読替えを行う同法の規定について所要の改正を行う。
- (5) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（第5条関係）
地方公共団体の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして定める事務について、船員手帳の再交付を明確にする等の改正を行う。
- (6) 船員職業安定法施行令の一部改正（第6条関係）
船員派遣事業の許可の欠格事由となる船員法の規定として引用するものが改正されたことに伴う所要の改正、船員派遣事業に係る特例として船員法の規定を適用する場合における技術的読替えの追加その他所要の改正を行う。

○公布：平成25年1月23日

○施行：平成25年3月 1日

「船員法の一部を改正する法律」政令事項概要

内 容	新規制定又は改正予定の政令	改正船員法の関係条項
(施行期日関係) 改正法の施行期日を定める	施行期日政令 (新規)	①労働条件部分 附則第1条本文 ②検査部分 附則第1条第3号
(旗国検査関係) 旗国検査の受検や証書の交付等に係る手数料を定める 等	船員法関係手数料令	第121条の2 附則第6条第7項
(登録検査機関関係) 登録検査機関の登録の更新期間を定める 他	新規政令	第100条の13第1項

※上記のほか、**所要の形式的改正**を予定。